

また道々にも拘 2の以白の理由を汲みしこる者か権と
るを乞ふては表御為成り業に籍にす。こり業に治や家業
他の修成と何者様おあはしと云々。こり業。表御お上り理由
に基き方働以令治すの次第方御有際外に承付しあはるは
多し。す。こり業。

昭和十一年八月十日

方働以令治す一采金局より方働名協以令

海軍方働以令能監

定業より方働以令能監

協以令能監友同志令

協以令能監中継工治令

令以令能監中継工治令

十月三十日付

官業方働以令代表者協以令

本月廿九日甚区南佐久留町社会民衆会中即ち於今午
あ大時より午後二時迄標以令代表者令議の南佐久留
村(通)

記

出席者

日方働以令能監主事

協以令同志令長

執行委員

海軍方働以令能監主事

海軍方働以令能監主事

村以令能監

村以令能監

村以令能監

村以令能監

村以令能監

村以令能監

附圖